

# 不適切文書作成に関する調査特別委員会

< 11 月 21 日 >

平成30年石岡市議会

不適切文書作成に関する調査特別委員会会議録

平成30年11月21日（水曜日）午前10時00分開会

本日の会議に付した案件

- 1 検証すべき事項について
- 2 報告書案の作成について
- 3 その他

---

出席委員 9名

委員長	山本進君	委員	石橋保卓君
副委員長	関口忠男君	委員	川井幸一君
委員	村上泰道君	委員	大和田寛樹君
委員	谷田川泰君	委員	新田茜君
委員	勝村孝行君		

---

欠席委員 0名

---

議会事務局職員出席者

局長	鈴木幸治君	課長補佐	木崎憲一君
庶務議事課長	中山善正君	主任	塚本志保君

---

平成30年11月21日（水曜日）

午前10時00分開会

○委員長（山本進君） ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより不適切文書作成に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、検証すべき事項について、報告書案の作成について及びその他であります。

なお、傍聴者の皆様に申し上げます。会議中は撮影、録音はできませんので、ご了承ください。また、会議中は騒ぎ立てることのないよう、静粛に願います。委員長の注意に従わないときには、石岡市議会委員会傍聴規則第11条の規定により、退場を命ずることがありますので、あらかじめ申し上げます。

これより議事に入ります。

検証すべき事項についてでございます。

先日の委員会での証人尋問の際の〇〇〇〇証人の証言についてですが、その取り扱いについてどのようにするか、ご意見をいただきたいと思います。

ご意見ございませんか。

関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 〇〇〇〇証人の証人尋問につきまして、不適切文書なるものを知らない、そういう証言をしましたが、それは、当然、知っていて当たり前のことであると思うんですね。7月、記者会見を開いて、不適切文書の弁明までしたわけですから、それを知らないと言ったことは虚偽の証言に当たるのかなど、私は思います。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人は静粛に願います。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人は静粛に願います。

○副委員長（関口忠男君） 虚偽の証言に当たると考えられます。

以上です。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人は静かに、静粛に願います。

ほかにご意見ございませんか。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 先ほど関口副委員長からのお話が、その補足という意味で聞いていただきたいんですが、この前の〇〇〇〇氏の証言の中におきまして、「現在、係争中であります。法の場で明らかにしていただければと、かように考えております。よって答弁は控えさせていただきます」というような発言がございました。〇〇〇〇証人は、係争中であることのみをもって証言拒否をしているというふうに私は判断をしたわけでありますけれども、その内容についても全く具体的な理由は述べられておりません。疎明もされていないことから。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人は静粛に願います。再三注意したにもかかわらず委員長の命令に従わないので、石岡市議会委員会傍聴規則第11条の規定により退場を命じます。

谷田川委員、発言を続けてください。

○委員（谷田川 泰君） 全く具体的な理由が述べられていない。また疎明もされていない。きちっとした説明もされていない。このことに関しては、証言拒否、これが正当な理由には当たっていないということで、私は、この〇〇〇〇氏の証言は全く根拠に反する。そして、今まで自己の記憶に基づいていたということは、7月4日の記者会見でもはっきりしていることなので、それに反する事実を陳述したということになると思います。

〇〇〇〇証人は、自ら記者会見を開きました。当該不適切文書の弁明をしていることからすれば、不

適切文書についてどういう文書だかわからないということは、全く理解ができないわけであります。自己の記憶に反する事実を陳述しているということ以外にはないということ、私は感じるわけでありませぬ。よって、〇〇〇〇証人は虚偽の陳述をしていると、私はそう認識するところでありませぬ。

以上です。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） 先ほど関口副委員長、谷田川委員からもありましたように、先日までの証人尋問の中での発言に関しまして、誠意ある対応ではなかったというふうに感じられる部分が多くございましたので、やはり専門家に相談の上、今後、委員会としてしっかりした判断を、対応をしていくべきだというふうに考えませぬ。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見ございませぬか。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 今、3名の委員の方々からご意見を伺ったわけですが、〇〇〇〇証人から具体的な証言が得られなかったという部分については、大変残念に思っております。その証言の部分、係争中であるとか、そういった部分で証言を控えたということなんでしょうけれども、それが証言拒否に当たるのか、もしくは正当な理由により証言を控えた部分に当たるのか、この点については、先ほど村上委員から話がありましたように、もう少し法的な部分で精査をした上で、委員会としては対応すべきかなというふうに考えております。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見ございませぬか。

勝村委員。

○委員（勝村孝行君） この〇〇〇〇証人の前回の証人尋問に関してなんです、やはり今4名の方からいろいろご意見がありましたけれども、皆さん、思っていることは多分同じかなとは思いますが、この内容につきましては、さらにこの委員会の中で詰めた協議をして、調査していくのがいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） それでは、皆様からのご意見を踏まえまして、委員長としましては、〇〇〇〇証人の発言が証言拒否に当たるかどうか引き続き検証に当たり、専門家等にも相談をしてみたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、報告書案の作成についてでございます。

調査報告書案につきましては、その骨子としまして、最初に「調査の趣旨」、次に委員会の構成等を記載した「調査特別委員会の設置」、次に委員会の開催状況等を記載した「調査概要」、次に「証人尋

問の内容等」、そして、指摘・改善事項や総括的内容を記載した「調査結果」を基本として作成してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部に対しての指摘・改善事項、議会としての今後の対応など、報告書案に盛り込むべき内容について、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 特に執行部のほうにお願いをしたいというか、提言というか、強く申し述べたいことという部分は、現行の市の例規の中で、内部通報制度とか、外部からの圧力によつてのそういうふうな不適切な業務執行、そういう部分を未然に防ぐための要綱というのは、もうある程度整備はされているわけです。その部分がまるっきり機能していない。そういうところを強く執行部のほうに求める内容であるべきだというふうに、私は思っております。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見ございませんか。

勝村委員。

○委員（勝村孝行君） 今、石橋委員からも意見がございましたけれども、私も思うに、今回の不適切文書の調査に当たりまして、証人の方々からいろいろ証言を得られました中で、やはりパワーハラスメント、パワハラという言葉が出てまいりました。これにつきましては、先ほど石橋委員からもありましたように、これは職員規定の中にもある程度盛り込まれていることなんだろうと思います。したがって、我々議員としての立場、こちらから考えましても、例えば部課室に行つて、中まで入つて、いろいろ執務中に長時間にわたつてお話をするというのも、どういふものなのかなと思いますし、その方の職員たちに、言葉は悪いかもしれませんが脅かしみたいなことと言うということが、これまでもいろいろ聞かれてきたわけでありまして、あつたわけでありまして。うわさによりまして、そういうことにより職員が病気になったり、あるいはやめていったということも伺つておるわけでありまして。我々議員と市役所の立場、そういうものを明確にしてこれからいつたらいいのかなと、今回の調査の中で思つたわけでありまして。

以上、意見として申し上げました。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見ございませんか。

大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 執行部に対しての指摘・改善事項なんですけれども、職員の証言の中で、高野議員からの11月29日の4時間にわたる対応で、トラウマになつたということで証言がありました。本来であれば、職員を守るというか、職員の職務をしっかりといただくために、守る立場にある組織は執行部側にあると思います。まずは、議会で100条とかに委ねる、調査を我々議会のほうがやるというのではなくて、執行部自らが、こういう事案が発生したときに、職員を守るためにどういふ対応をすべきだったのか、またどういふところが問題があつたかというのをしっかりと調査する。自らの組

織で職員をしっかりと守っていくというのが、私は市で改善するべきだと思います。

また、我々議会が執行部をチェック、監視をするわけですが、そこにはしっかりとした線引きがもちろん必要で、執拗に、作成予定のなかった文書を作成させるために、どこまで入り込んでいくべきなのか、またどこまでが要求できるところなのかというのを明確にすべきだなというのを、この調査で感じました。

以上です。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見ございませんか。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） まず、私もお願いしたいことでありますが、職員と議員の関係については、今までもかなり問題視された部分があります。そういう中において、今回の事案は以前から話がされていたということは、私も認識はしております。しかしながら、こういう事態に事至っても、まだ公務員としての法律を守る、規範を守るという姿勢はかなり欠けていたというふうに私は思っています。その部分に関して、職員の間、また執行部においても、いろんな善後策、対策というのがとられていたということも事実ではありますが、それが全く無視されていた。ごく一部の人の話によっては、今まで守るべきことが守られないまま過ごしてきたということに対しての、行政としてのきちとした方向性は、この前の市長の訓示によって改めて示されたわけではありますけれども、それが今どのような状態で守られているかということに関しても、多少、今となっては疑問を感じるころでありますけれども、今後はそのようなことは絶対に起こらないというようなことをきちっと文言に入れていただいて、現実起きたものを、きちっとまずは明らかにしていただきたい。それに対しての今後、善後策というのであれば、私も理解できるのであるが、それをなしにしての報告というのは、全く報告書としての体をなさない部分もあるというふうに思いますので、その辺のきちとした明確な、現実起きたことをまず表明していただきたい、報告書の中に盛り込んでいただきたいというふうに私は思います。

以上です。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） よろしいですか。

それでは、ただいま皆様からいただいた皆様のご意見を踏まえまして、調査報告書案の作成を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、その他として、次回開催日時についてでございますが、私といたしましては、次回は12月6日、議会運営委員会終了後の開催としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

その他の件で、ほかに何かご発言はございませんか。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 済みません。本当は先ほど申し述べなければならなかった点だと思うんですけども、報告書に関して、一度通してしまいましたけど、済みません、ちょっと意見を言わせてください。

今回のこの調査特別委員会設置、事の本質という部分につきましては、本来存在しなかった文書を、1議員の外圧的な部分でもって、職員がやむを得ず作成してしまったという部分が、本質になってくるのかなと思うんです。つくられたその文書の背景とといいますか、そういう部分を解明しようということで調査を進めてきたわけですが、あまりそのところについては解明がなされなかったという、ちょっと残念な思いも多少あるんですけども、先ほど執行部に対しての今後の提言とといいますか、そういう部分も皆さんからご意見があったんですけども、翻って議会側のほうも、今回の問題については、1議員の問題ではなく、議会全体として真摯に考えていかなければならない問題。なおかつ、議会基本条例や政治倫理条例、そういう部分が現在ありますけれども、そういう部分で補えない部分で今回できてしまったのかなというふうに思います。

そういう意味では、我々議会のほうとしても、今回、襟を正してそういう部分、今後、起こり得ることを未然に防ぐ意味でも、そういったところを我々自身も正していかなければいけないのではないかなと、そういう部分も報告書のほうにはぜひ明記をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（山本 進君） その点につきましては、次回の委員会での協議になろうかと思いますが、あえて委員長の私から申し上げますが、今後、議会としては、市政の監視を適切に行うとともに、議会基本条例や政治倫理条例を遵守して、自らを厳しく律し、二元代表制の一翼を担う機関として責務を全うしていくことを再確認して、そのことを最終報告書にまとめていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

ほかに発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時20分閉会

---

石岡市議会委員会条例第60条の規定により署名する。

委員長 山本 進